

## **[事案 27-195] 入院給付金支払請求**

・平成 28 年 4 月 22 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

入院給付金を請求したところ、一部の入院は、支払事由に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由に、全期間の入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 17 年 11 月に契約した医療保険について、落下事故を原因とする骨折により、平成 27 年 3 月 10 日から 4 月 30 日まで入院したので入院給付金を請求したところ、3 月 24 日以降の入院は、支払事由に該当しないとして支払いを拒否されたが、以下の理由により、全期間の入院給付金を支払ってほしい。

(1)入院は医師が許可したものである。

(2)入院中は医師の指示どおりにリハビリ等、治療を続けており、外泊はしていない。

### **<保険会社の主張>**

平成 27 年 3 月 24 日以降の入院は、約款の規定する「入院」（「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」）にはあたらないものと判断しており、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

(1)裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対し、入院に至る経緯および治療状況を把握するため事情聴取を行った。

(2)申立人に対し、医療記録の提出を求めたが、病院の方針を理由に提出されなかった。

(3)第三者の専門医の意見を審理の参考にするため、提出書面（請求時の診断書を含む）をもって意見を照会したが、資料がないため具体的な回答を得ることができなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件入院が本件約款所定の「入院」に該当するかどうかを判断するためには、診療録、看護記録等の医療記録を取り寄せ精査することが不可欠だが、裁判外紛争解決機関である当審査会には、強制的に医療記録を取り寄せる手段はなく、このような状況下で、本件において、当審査会が的確な事実認定を行うことは著しく困難もしくは不可能であるため、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることにした。